

# 滋賀県原子力安全対策連絡協議会第3回会議 概要

滋賀県防災危機管理局原子力防災室

I 日時：平成26年(2014年)6月30日(月) 13時20分～15時30分

II 場所：敦賀原子力防災センター

III 出席者：(構成員)

各市町防災担当部局課長等、県防災危機管理監  
(オブザーバー)

原子力規制庁地域原子力規制総括調整官、原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官、原子力規制庁原子力防災専門官、県地域防災監(県土木事務所防災担当職員)

## IV 内容

### 1 開会

#### (1) 会長(県防災危機管理監)挨拶

- 本日の会議は、原子力規制庁様、福井県様の御協力を得て、敦賀原子力防災センターにて開催させていただき運びとなった。原子力規制庁様、福井県様には感謝申し上げます。
- 県では、「原子力安全協定」に基づき、原子力事業者からの情報収集と、県内市町の皆様との情報共有について、迅速かつ着実な運用に努めている。
- こうした中で、若狭地域を見ると、高浜発電所、大飯発電所が先行して、新規制基準に基づく原子力規制委員会の適合性審査が進められており、滋賀県としては、市町の皆様とともに、今後の再稼働に向けた状況について注視していく必要があると考えている。
- 本日は、現在の適合性審査の状況や、国における原子力災害時のモニタリング体制や情報連絡の体制について、オペレーションの現場に即した、説明をいただく予定をしている。
- 県としては、この「協議会」を着実に運営しながら、関係の皆様との相互理解、そして連携を深め、原子力防災体制の更なる充実強化と県民の皆さんの安全・安心の確保に向け、努力を続けていく。

### 2 議事

#### (1) 「原子力安全協定」の運用について

##### ア 事務局から説明

- 平成25～26年度に受けた原子力安全協定に基づく情報提供内容について報告。
- 日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の保安規定違反について県が受けた報告内容について説明。

## イ 意見交換等

[原子力規制庁地域原子力規制総括調整官]

- 日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の保安規定違反については、日本原子力研究開発機構の品質保証体制に問題があるため、平成24年5月に規制委員会から保安措置命令が出された。これは、保守管理、品質保証体制の再構築ができなければ、運転の準備についても着手できないというもの。
- 保安措置命令とともに保安規定変更命令も出されており、根本原因をしっかりと分析したうえで、保安規定を変更するよう求めている。
- また、第4回の保安検査では、安全重要度の高い配管の支持構造物について、可視可能範囲のみ点検されている事例が見られたため、点検として不十分とした案件が最も大きな問題として挙げられる。

## (2) 新基準適合性審査の状況について

### ア 原子力規制庁地域原子力規制総括調整官から説明

- 新規制基準の概要や、大飯発電所および高浜発電所の審査状況について説明。

## イ 意見交換等

[高島市]

- 40年を超えた原子炉については、最長20年の延長が認められるとのことだが、技術的根拠を持って延長年数を判断できるのか。

[原子力規制庁地域原子力規制総括調整官]

- 延長を審査するためのガイドが定められており、劣化傾向や機器の耐用年数などを見ながら審査を行う。
- 例えば、事業者が15年と申請してきた場合、15年間延長できるのかについて審査の中で確認していく。

[高島市]

- 「運転期間延長認可制度は、発電用原子炉を運転することができる期間を、運転開始から40年とし、その満了までに認可を受けた場合には、1回に限り延長することを認める制度。」と記載されているが、1回に限り延長することができるとは、どのようなことか。

[原子力規制庁地域原子力規制総括調整官]

- 事業者が例えば15年と申請し、認可すれば、その15年間運転できる。認可されなかった場合は再申請等の手続きを経て審査を行う。15年運転したのち、もう一度延長の申請を出すことはできない。

### (3) 緊急時モニタリングについて

#### ア 原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官から説明

- 緊急時のモニタリング体制や、緊急時モニタリングセンターの役割、事故時の活動例について説明。

#### イ 意見交換等

[高島市]

- $20\mu\text{Sv/h}$  以上で、避難しなければならないというイメージが先行しているため、1週間程度以内での避難について理解が得にくい。1週間程度以内ということを住民さんにどのように説明するとよいか。

[原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官]

- 実際にこのような事態に遭遇すると、いろいろな考え方が出てくると思う。 $20\mu\text{Sv/h}$  であれば、1週間いてもこれぐらいですよという数値とリスクを正確に伝えないといけない。
- また合わせて、緊急に避難することによるリスク（交通渋滞や事故など）についても周知していただく必要があると思う。

[原子力規制庁原子力防災専門官]

- 避難に際しては、輸送手段等を調整して準備し避難となるので、行政からの指示に従って粛々と避難することを理解してもらう必要がある。

### (4) 原子力災害の対応～国、自治体、事業者との連絡体制等～

#### ア 原子力規制庁原子力防災専門官から説明

- 各事態における情報伝達の流れや避難、安定ヨウ素剤服用の指示スキームについて説明。

#### イ 意見交換等

[高島市]

- 只今の説明では、避難については自治体と協議するとの話だったが、これまで小学校区単位での避難と聞いていた。放射線モニタリングは固定型のモニタリングポスト、モニタリング車で測定することになると思うが、避難する単位をあらかじめ決めておかないと、モニタリングできないのではないかと。緊急時モニタリングとの関係性はどのようになるのか。

[原子力規制庁原子力防災専門官]

- これまで国が避難の単位として示してきたのは、資機材等を考慮し小学校区単位となっている。
- これまでの訓練等を通じて、避難区域の設定については、国

の判断だけでは難しいとともに、避難指示等は地元自治体から住民の方々に伝達されることを考慮すると、避難区域の設定等については地元自治体と協議していく必要性を感じている。

[高島市]

- 20  $\mu$  Sv/h (OIL 2 : 1 週間程度以内に一時移転) を超えた時点で、国との協議になるのか。

[原子力規制庁原子力防災専門官]

- 具体的には決まっていない。
- モニタリングの実施範囲については、その時の気象条件等により決められていく。原子力発電所からの放出量が想定されれば、状況をみながら情報共有ができることもあると思う。また、20~500  $\mu$  Sv/h の中で、どこから避難するかという段階的避難もあると思うので、輸送手段を調整しつつ決めていかざるをえないと思う。

[原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官]

- 実際、今原子力災害が発生したら、固定型のモニタリングポストでの測定となり、測定できない地点についてモニタリング車などでの測定となる。例えば、あるポストで 25  $\mu$  Sv/h、隣のポストで 15  $\mu$  Sv/h となった場合、これを直線で結び、どのあたりが 20  $\mu$  Sv/h を超えているかということ調べていくことも必要。調査した上で、実際にどの地区にどのような防護対策をとるのかということ協議していくことになる。

[高島市]

- 放射性プルームが来ている時と、プルームが通過した後ではどの程度数値が変わるのか。また、どのように見極めるのか。

[原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官]

- 放射性プルームは空を飛んでいるので、プルーム通過後は放射線量は上昇しない。しかし、雨が降ると、雨が降った地域は線量が上がる。ヨウ素であれば半減期が 8 日であるので、比較的早く線量は下がる。一般的にはある程度線量が上昇し、すぐに下がっていけば、プルームが通過したと判断できるし、ある程度上昇し、徐々に下がっているのであれば、沈着していると判断できる。

### 3 敦賀原子力防災センター見学

敦賀原子力防災センターに設置されている、ERSS（緊急時対策支援システム）を見学し、その後、長浜市、高島市および滋賀県庁と接続しテレビ会議の実演を行った。

(以上)